

確定申告相談日程

月 日	曜日	受付時間	会 場	対象地域
2月17日	月	9:30~16:00	役場2階第1・2会議室	鶴居市街
2月18日	火			
2月19日	水	9:30~14:00	上幌呂コミュニティセンター	上幌呂・新幌呂
2月20日	木	9:30~14:00	茂雪裡コミュニティセンター	茂雪裡
2月21日	金	—	—	—
2月25日	火	9:30~15:00	幌呂農村環境改善センター	中幌呂・中幌呂下・ 支幌呂・茂幌呂
2月26日	水			
2月27日	木	9:30~13:00	幌呂農村環境改善センター	幌呂市街
2月28日	金	9:30~15:00	支雪裡コミュニティセンター	支雪裡
3月3日	月	9:30~15:00	下幌呂コミュニティセンター	下幌呂
3月4日	火			
3月5日	水	—	—	—
3月6日	木	9:30~16:00	役場2階第1・2会議室	中雪裡
3月7日	金	9:30~16:00	役場2階第1・2会議室	下雪裡
3月10日	月	9:30~16:00	役場2階第1・2会議室	中久著呂・下久著呂
3月11日	火	9:30~16:00	役場2階第1・2会議室	地域指定なし
3月12日	水			
3月13日	木			
3月14日	金			

- ※ 対象地域の住民を優先し受け付けますので、極力、指定日にご来場されますようお願いいたします。各種感染症の感染リスク軽減や混雑緩和のため受付できない場合がございます。
- ※ 還付申告は**2月7日(金)~3月14日(金)**まで受け付けています。(上記日程以外は役場税務係窓口において受付ます。)
- ※ 役場2階会議室での申告受付につきましてはエレベーターがございますので、体が不自由な方等はぜひご利用ください。
- ※ 発熱等の症状がある方や体調がすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。

○ 利用者識別番号の事前取得について

村の確定申告相談には、利用者識別番号が必要です。既に取得されている方は番号のわかる書類をご持参ください。取得されていない方は、下記により事前取得についてご協力をお願いいたします。

検索方法

e-Taxポータル  https://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm#tabs_1   

ポータルサイトTOP から

⇒ 「ご利用の流れ」

⇒ 1 利用者識別番号の取得【取得方法②】 「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」

◇ 鶴居村HP <https://www.vill.tsurui.lg.jp/> にも利用者識別番号取得手順書等を掲載しています。

確定申告のお知らせ

今年も確定申告の時期となりました。役場では、令和6年分の所得税・住民税（令和7年度分）の確定申告相談を、次のとおり実施します。

◇申告相談受付期間

- 申告期間は2月17日（月）から3月14日（金）です。
- 還付申告は2月7日（金）から3月14日（金）まで受け付けています。

◇確定申告が必要な人

- 営業・農業・不動産・配当・譲渡・雑・一時などの所得がある人
- サラリーマンで次に該当する人
 - 1 給与所得が2,000万円を超える人
 - 2 給与・退職以外の所得が20万円を超える人
 - 3 2ヶ所以上から給与の支払を受けている人
 - 4 年末調整をされていない人
- 公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある人（400万円以下かつ公的年金雑所得以外の所得が20万円以下の人を除く。）

◇還付申告ができる人

- 年の途中で退職して年末調整されていない人
- 年末調整された給与所得者で、医療費、寄附金、住宅借入金控除等を受けることができる人
- 年金受給者のうち、所得税の源泉徴収をされている人で、社会保険料、医療費などの諸控除を受けることができる人

◇申告に必要なもの

- 税務署から送付された「確定申告のお知らせ」はがき又は封筒
- 収入や経費などを証明できる書類（源泉徴収票、収支内訳書、領収書など）
- 本人確認書類（マイナンバーを確認できる書類と身元確認書類の写し）
- 生命保険料や地震保険料、国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの控除額が証明される書類
- 医療費、雑損、寄附金、住宅借入金等控除を受ける場合は、医療費通知や領収書など各種控除に必要な書類（詳しくは役場税務係若しくは税務署にお問合せください）※医療費の領収書等は「医療を受けた人」「医療機関」ごとにまとめ、集計し、「医療費控除の明細書」に記載し、ご持参願います。
- 所得税が還付される人は、振込先の金融機関とその口座番号が分かるもの
- 国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、「親族関係書類」と「送金関係書類」

◇住民税の申告

- 令和7年1月1日現在、鶴居村に住んでいて、令和6年中に収入などのあった人は申告が必要となります。
- 確定、還付申告をする人は住民税の申告は必要ありません。
- 収入がなかった人で、村外の別世帯の人の扶養になっている人は、申告が必要となります。



自動計算
自動入力
自宅から

確定申告は スマホからできます！

「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー

対応ブラウザを確認

iPhoneの方 Safari

Androidの方 Chrome

作成前に申告書作成の流れを確認！

作成の流れはこちら

作成済み

保存データ開

※上記以外のブラウザでアクセスすると、エラーが表示されて次の画面へ進むことができませんので、ご注意ください

【お問合せ先】 住民生活課税務係 ☎0154-64-2113 釧路税務署 ☎0154-31-5100